

# 告示

埼玉県告示第千八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

OSCデオシティ新座

埼玉県新座市中野二丁目二千三十八外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社データプラン 代表取締役 永井顯治

東京都立川市曙町二丁目九番一号

（変更後）株式会社データプラン 代表取締役 永井顯治

東京都国分寺市本町四丁目十二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オリンピック 代表取締役 金澤良樹

東京都立川市曙町一丁目二十五番十五号 外 計十八者

（変更後）株式会社オリンピック 代表取締役 金澤良樹

東京都立川市曙町一丁目二十五番十五号 外 計六者

## ハ 変更年月日

平成二十年五月二十七日外

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月六日

## 三 縦覧期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月十六日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課